

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医療政策課	整理番号	13
許認可等の種類	医療法人の設立認可			
根拠法令条例等・条項	医療法第44条			
許認可等の概要	医療法人の設立認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 医療法第44条 医療法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事(以下この章(第3項及び第66条の3を除く。))において単に「都道府県知事」という。)の認可を受けなければ、これを設立することができない。</p> <p>医療法施行規則第30条の34 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。</p> <p>第31条 法第44条第1項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地の都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。 一 定款又は寄附行為 二 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録 三 設立決議録 四 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類 五 当該医療法人の開設しようとする病院、法第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類 六 法第42条第4号又は第5号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類 七 設立後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書 八 設立者の履歴書 九 設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと並びにその権限を証する書類 十 役員の就任承諾書及び履歴書 十一 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面</p> <p>医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知) 医療法人制度について(平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知) 医療法人の基金について(平成19年3月30日医政発第0330051号厚生労働省医政局長通知)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日			
期間の制定根拠	—			